

令和4年度 第2回赤磐市教育委員会臨時会議事録

- 1 開会日時 令和5年3月30日(木) 午後5時30分
- 2 閉会時間 午後5時35分
- 3 会議場所 赤磐市立中央公民館 2階 教育長室
- 4 出席委員 教 育 長 土井原 康 文
教育長職務代理者 大 崎 陽 二
委 員 山 本 賢 昌
委 員 遠 藤 益 恵
- 5 説明者 教 育 次 長 有 馬 唯 常
教育総務課長 金 島 正 樹
- 6 書 記 教 育 総 務 課 卯 善 幸 子
副 参 事

議 事

1 議案の審議

公 開 個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令の制定について

2 その他

※非公開の議事については、議事録は公開されません

○土井原教育長 それでは、失礼いたします。臨時ということでお時間の都合をつけていただき、また、この時間にご参会いただき誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

出席の委員の方の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより令和4年度第2回教育委員会議臨時会を開会いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日臨時会の議事録に署名する委員として、遠藤委員を指名させていただきます。

また、議事録作成の職員として、教育総務課卯善副参事を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事に移ります。

本日の会議に付議された案件は、（1）議案の審議、1件ございます。（2）その他についてでございます。

早速ですが、（1）議案の審議に移ります。

議案第33号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令の制定について事務局から説明を求めます。

○金島課長 教育長。

○土井原教育長 はい、金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

それでは資料1ページをお願いいたします。議案第33号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令の制定したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

資料の3ページをお願いいたします。この度、国の上位法令である個人情報の保護に関する法律が改正されたことによりまして、赤磐市における個人情報の保護条例がなくなりまして、それを新たに制定するもので、それに伴いまして教育委員会の関係の規定を改正するものでございます。まず、3ページには赤磐市インターネット利用規程でございます。第6条の第2項のところが変わってくるようになります。今までは「個人情報保護については、前項に規定するもののほか赤磐市個人情報保護条例の規定を準用する」のところ、
「個人情報の保護に関する法律及び赤磐市個人情報保護法施行条例の規定を準用する」ということとなります。

併せて4ページをお願いいたします。

こちらは赤磐市立小中学校文書取扱規程でございます。こちらの第15条第2項のところでございます。文書の開示について先ほどと同様にこちらも下線のところでございます。赤磐市個人情報保護条例のところ、改正後は個人情報の保護に関する法律及び赤磐市個人情報保護法施行条例となります。

以上で説明を終わります。

○土井原教育長 ありがとうございます。議案33号の説明でありましたが、委員の方からご質問等、ご意見ありましたらいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 では、質疑なしということにさせていただきます、これより議案33号の採決に移りたいと思います。

本案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。本案は原案のとおり可決とさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、(2)のその他の案件に移りますが、何かございますか、委員の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 特にないようでございますので、事務局から何かございますでしょうか。それぞれにないようでございますので、以上をもちまして本会に付議されたすべての案件は終了となります。これをもちまして令和4年度第2回赤磐市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様にはご参会、誠にありがとうございました。